

金地金を売却した時の税金

個人が金地金を売却した場合、継続的な取引を行うケースを除いてその利益は分離課税ではなく総合の譲渡所得と扱われます。

従って、確定申告が必要となり、会社からの給与など他の種類の所得と共に総合課税されます。今回はこの件について考えます。

[基本的考え方]

1. 保有期間が5年以内の場合

売却価額から購入価額と売却費用を除いたものが“譲渡益”になります。総合の譲渡所得には50万円の特別控除額がありますので、5年以内の保有期間の譲渡の場合は“譲渡益”から50万円を差引いた残額全額が課税対象となります。

2. 保有期間が5年超の場合

5年超ですと、“譲渡益”から50万円を差引いた金額の、さらに2分の1が課税対象となり

ます。なお、5年以内と5年超の金地金を同時に売却したケースでは、特別控除額は両方で50万円で頭打ちとなりますが、その控除は5年以内の方から優先的に控除されることになります。

[留意点]

最近ではあまり例がないと思われますが、金地金の売却によって損が出た場合には、他の譲渡所得からその損失を差引くことが可能です。また、金投資口座や金貯蓄口座から得た利益は、金融類似商品の収益として一律20%の税率で源泉徴収されて完結しますので、区別して対応します。

[最近の傾向]

国税庁発表の調査実績によれば、国税当局は、近年歴史的な高値水準にある金地金等の取引に注目しており、23事務年度は前年度より347件多い1309件の非違が発見され、1件当たり604万円の申告漏れとなっています。この1件当たりの申告漏れの規模では株式等の3倍にもなります。また、24年1月以降の取引から支払調書制度が導入されています。

ナマの税務相談室



暫くご無沙汰してい
ましたが、昨年末が

んで亡くなった夫の相続の
件でご相談に参りました。



確かご主人は70歳前
後でしたね。まだお若いのにそれはそれ
はご愁傷様でございます。



まさかそんなに早く亡くなると思いませ
んでしたから相続対策など考えてもいま
せんでした。



高齢化時代を迎えて年末の年賀欠礼の葉
書も90歳台や百歳以上の年齢でお亡くな
りになった文面を拝見することが珍しくなくな
りました。ですから、相続対策も70歳前後では
まだお考えが進まないことも理解できます。で
も、私は持論として財産が多い方はお早めに対
策を講じることをお勧めしています。



主人は大きな会社を定年退職後は第二の
職場も求めず旅行や趣味三昧で過ごして
参りました。財産と言っても若干の預金のほか

税法改正を睨んで

遺産分割

今回の死亡保険金と今の住
まいA居住用マンションと
関西のH市にあるB賃貸用
マンションのみです。子供
は結婚している娘1人です。



今頂いた資料や現段階での情報に基づい
て遺産分割や相続税のことを概略申し上
げましょう。

Bマンションには路線価が付されてないこ
や地形もやや変形なので日々出張して現地に土
地を見に行きます。二つのマンションの小規模
宅地の評価減を考慮に入れると相続税の課税
価格は基礎控除すればそれで税金はあまりご心配
はありません。

そして、最近の相続税改正情報などからこの
先のことを考えると、相続人が娘さん1人だと
基礎控除が少なくなるので、遺産は分割して、
Bマンションの相続は娘さんにすべきと考えま
す。その辺の将来相続を考慮に入れたシミュレ
ーションを後日詳細にご説明いたします。

ナマの税務相談室